

質 疑 回 答 書

堺市環境局環境事業部クリーンセンター東工場

案件名：東工場非FIT余剰電力売払い（単価契約）

	質 疑 事 項	回 答 事 項
1	バイオマス比率は毎月測定していただけますでしょうか。	バイオマス比率の測定結果は毎月メールで送付します。
2	通知書類の押印について（契約後） 契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について電子印の会社印（角印）を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	問題ありません。
3	契約保証金は銀行保証書でも可能でしょうか。 仮に問題ない場合は、2週間納付までお時間を頂く事は可能でしょうか。	「堺市契約規則第30条の2」のとおりです。 また、契約保証金に関する手続きは、すみやか（2週間程度）にお願いいたします。
4	発電側課金は、毎月の電力量料金支払い時の相殺処理を原則としますが、発電側課金相当分は貴庁の負担という認識で宜しいでしょうか。	発電側課金相当分は本市の負担とします。発電側課金の一般送配電事業者への支払業務は買取人が行い、電力量料金の本市への支払において相殺することを原則とします。